様式第１９

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
（１０ｋW未満の太陽光発電を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
提出者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

（ふりがな）
氏　名

実印

（法人番号：　　）（注２）

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印）

電話番号　（　　）　　－

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第８４号）附則第６条第２項、第６項及び第７項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

事　業　計　画　内　容		備　考
設備ＩＤ		
発電設備の設置場所（注３）		□別紙あり
太陽電池の合計出力（ｋW）（注４）		
風車の型式番号（注５）		
事業区域の面積（㎡）		
接続申込み日	年　　月　　日	
接続契約締結日	年　　月　　日	
接続契約締結先		
電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	□有（エリア名：　　）　□無	
工事費負担金	円（税抜き）	
連系工事期間		

特定（買取）契約締結先	□未定	
買取価格（注６）	円／ｋWｈ（税抜き）　　□未定	
運転開始状況	□運転開始済み	

遵守事項（注７）	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注８）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	運転開始期限が設定されている場合で、当該期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋW未満の太陽光発電設備の場合は除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注９）	

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　法人番号がある場合に記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注３）　発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
（注４）　太陽光発電設備である場合のみ記載すること。
（注５）　出力２０ｋW未満の風力発電設備である場合のみ記載すること。
（注６）　特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
（注７）　左記事項を遵守することに同意する場合には、左記□内に印をつけること。
（注８）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注９）　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。